

2021年3月

一橋大学学生寮入居予定者 各位

一橋大学学生支援課 宿舎管理係

火災保険の加入について（夫婦・家族室）

一橋大学の学生寮に入寮する学生は、火災保険の加入が必須です。入居予定者は下記の条件を満たす火災保険に加入し、学生寮への入居から5日以内に各寮の事務室に加入証明書類の写しを提出してください。火災保険への加入が確認できない場合は、入居許可を取り消します。

記

【加入証明書類の提出方法】

1. 提出先：各寮の管理室
2. 提出期限：入居後5日以内
3. 提出書類：加入証明書類の写し

※保険名称・契約期間・保障内容・保障額が明記されており、支払いの完了についても確認できるもの。

【火災保険の必須条件】

1. 借家人賠償責任保障額が1,500万円以上であること。
2. 個人賠償責任（学生賠償責任）の補償額が5,000万円以上であること。

【条件を満たす火災保険の例】

例として、東京海上日動火災保険会社が提供するトータルアシスト住まいの保険があります。上記の保険については、入寮時にご案内があります。

必須条件を満たしていれば、個人で手配した火災保険でも問題ありません。

【問い合わせ先】

一橋大学学生支援課 宿舎管理係

(TEL) 042-580-8164 (Email) dormitory@ad.hit-u.ac.jp

以上